明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

五十　赤潮対策に要する経費があること。

五十一　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十・九パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が六・一パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十三・六パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が二十八・九パーセント未満」と読み替えるものとする。）

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和元年度の実質公債費比率が六・一パーセント未満又は令和元年度の将来負担比率が二十八・九パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

五十二　簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費があること。

統合水道（平成十九年度以降に統合したものに限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（ただし、統合後に実施する建設改良が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施

五十一　赤潮対策に要する経費があること。

五十二　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

前条第一項第一号の表第四十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十一・四パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が六・四パーセント未満」と、「将来負担比率が百七十三・一パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が三十三・七パーセント未満」と読み替えるものとする。）

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、平成三十年度の実質公債費比率が六・四パーセント未満又は平成三十年度の将来負担比率が三十三・七パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（A－B×0.1）×C×0.5

算式の符号

A　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

B　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

C　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

五十三　簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費があること。

統合水道（平成十九年度以降に統合したものに限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（ただし、統合後に実施する建設改良が過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域（以下この号において「過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財